

# 大分市民のこころといのちを守る条例

平成27年9月10日

条例第37号

このまちで暮らす市民一人ひとりが、心身ともに健康で、みんなが助けあい、心かようまちを目指す、それが私たち大分市民の願いです。

しかし、わが国においては、毎年多くのかげがえのない「いのち」が自殺によって失われており、本市においてもそれは例外ではありません。

多くの自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、様々な悩みや問題を一人で抱え込むうちに、心理的に追い込まれた末の死であります。

また、自殺は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、防ぐことができる社会的問題でもあります。

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらもサインを発しており、市民一人ひとりが、その「こころ」のサインに気づき、その悩みや問題に応じた相談機関へつなぎ、温かく見守ることが、かけがえのない「いのち」を守ることに繋がります。

「こころ」と「いのち」を守る取組を一層推進していくために、自殺対策について市民の関心と理解を深め、心の健康づくりをはじめとした施策を行う必要があります。

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市の実現を図るため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校等及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係

る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民の意識の醸成を図りつつ、自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえつつ、市民一人ひとりがともに支えあう地域づくりを促進するなど、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態や地域の実情に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市、国、県、他の市町村、事業主、学校等、医療機関、市民、自殺対策に関係する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携や協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、施策が地域の実情に応じ効果的なものとなるよう配慮するとともに、個人情報 の適正な取扱いを確保するものとする。

3 市は、市内の自殺問題に関する状況及び情報について分析し、関係機関等と連携して対応するよう努めるものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう配慮するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関等と連携しながら、その職場で働くすべての者が心身の健康を保持しながら職務に従事できるような職場環境づくりに努めるものとする。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、自殺に対する正しい理解を深め、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、幼児、児童、生徒又は学生が命の尊さを理解し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等は、教職員等の職務の特性にかんがみ、教職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう配慮するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、誰もが自殺問題の当事者となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが心身の健康の保持を図り、自殺対策に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(名誉、心情及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉、心情及び生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措

置その他の措置を講じなければならない。

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺問題に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、自殺対策推進のために活動する者が、心身の健康を保持しながら活動に従事することができるよう、必要に応じて適切な支援を行うものとする。

(相談体制の整備)

第12条 市は、市民の抱える経済的、社会的及び精神的な諸問題に適切に対応できるよう関係相談窓口の充実及び当該窓口間の連携を図る等相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくり)

第13条 市は、職場、学校、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関との連携)

第14条 市は、心身の健康に支障を生じていることにより自殺をする危険性が高い者の早期対応に努めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備)

第15条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等に対する支援)

第16条 市は、自殺未遂者及び自殺をほのめかす者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(周囲の人々に対する支援)

第17条 市は、自殺又は自殺未遂により親族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の親族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(計画の策定等)

第18条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画は、地域における自殺の実態や各世代の特徴に応じて、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 自殺対策に関する基本的な施策

(2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市は、計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

4 市は、この条例の目的を効果的に達成するため、絶えず、計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

(議会の評価等)

第 19 条 議会は、自殺対策に関する施策が効果的に推進されるよう  
監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。